



大切なお知らせ

令和8年度（2026年度）版

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。
詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。
社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm



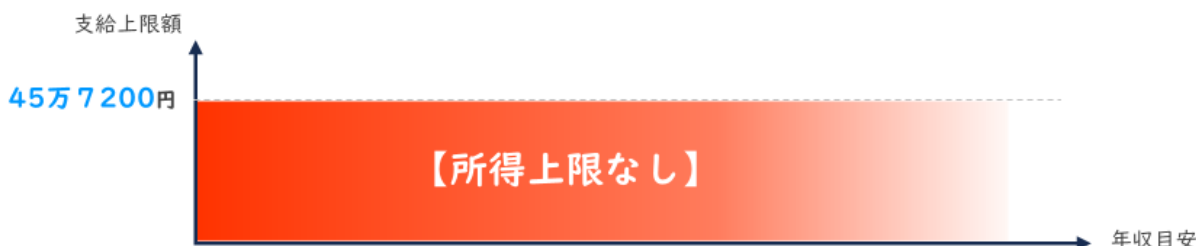
高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例 (支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等**

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校



申請方法

【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。



高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

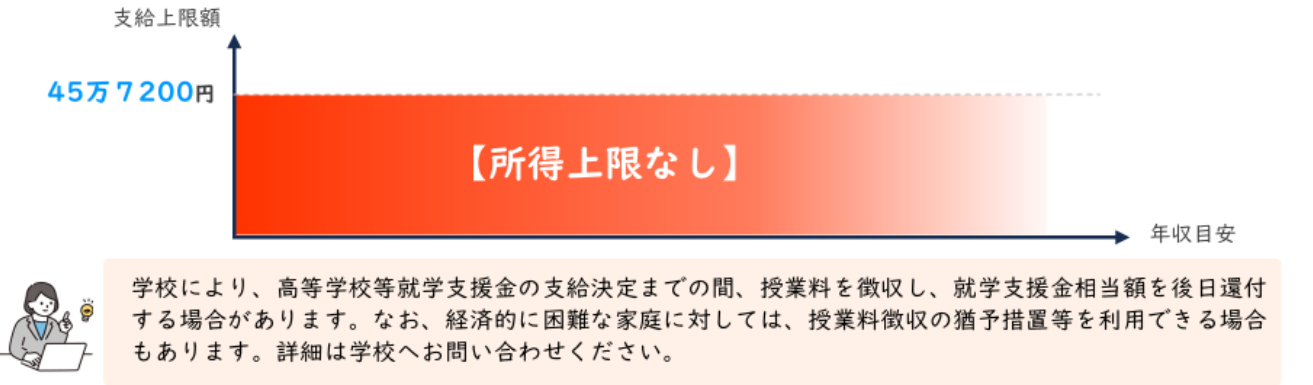


高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。
申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例 (支給上限年額)	国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円 公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円 ※ 学校種により異なります。
-------------------	---



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件	必要書類
高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等 ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等 ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー） （家族滞在は以下の書類も提出） ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【紙申請】
受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。
※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせについて

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

私立

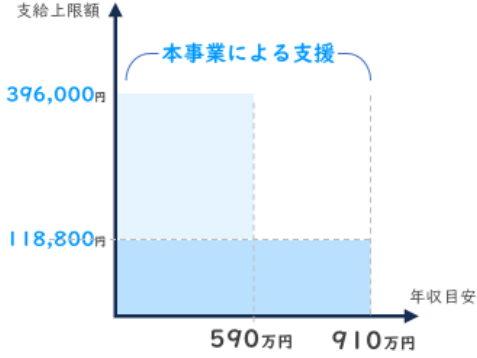
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援**が対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者 （在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



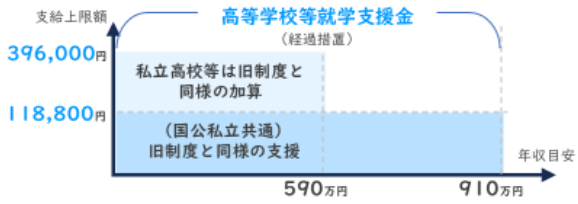
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

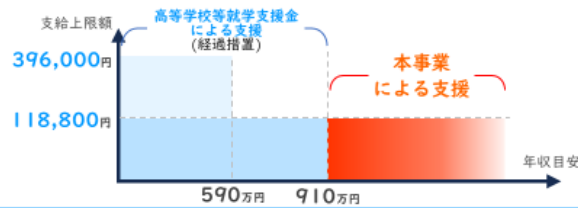
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、（経過措置）**高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**については、**高校生等・新修学支援**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



生徒等の在留資格に関する要件

国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校



申請方法

【紙申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。